

高江小学校いじめ防止基本方針

1 いじめとは（いじめの定義）

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめ対応についての基本的認識「大人の社会で許されないことは子どもの社会でも許されない」

- ・いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- ・学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

3 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

4 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ア 学校の最重点目標の一つとして弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験的活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童生徒が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文の作成や人権集会を実施する。
- オ 年間の取り組みをPDCAサイクルにより検証し、学校いじめ防止基本方針を見直す。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対して定期的な調査を次の通り実施する。

(ア)児童対象いじめについてのアンケート調査 年3回(5月・9月・1月)

(イ)教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年3回(5月・9月・1月)

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよういじめの早期発見を徹底する。そのため、定期的なアンケート調査や教育相談週間の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解(道徳・特活) ○道徳教育の充実(人権教育, 情報モラル) ○正しい判断力の育成(道徳・特活) ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し, 大切に扱う心の育成 ○携帯電話, インターネット, ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ, ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる, 身体的・精神的な被害の的確な把握, 迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと, 子どもの話をよく聞くことで, 事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し, 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景による根本的な解決 ○関係機関(警察, 児童相談所等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる, 精神的な被害の的確な把握, 迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと, 子どもの話をよく聞くことで, 事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し, 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 ○関係機関(教育相談, カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と, 「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる, つらさの的確な把握, 迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと, 子どもの話をよく聞くことで, 事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し, 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 ○関係機関(カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること, いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず, 自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合, 傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成 	

※ネット上のいじめ（誹謗中傷）への対応

インターネット上で行われるいじめには、警察署などの関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めるとともに、情報モラル教育を推進し児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

ネットのいじめの発見、児童・保護者からの相談



書き込み内容の確認

○当該掲示板等へのアドレスの確認と記録 ○書き込み内容の保存（プリントアウト）

※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する等



掲示板等の管理者に削除依頼

○管理者への連絡方法（メール）の確認 ○利用規約等を確認の上、削除依頼を実施

※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない



掲示板等のプロバイダに削除依頼

○管理者に削除依頼をしても削除されない場合や管理者の連絡先が不明の場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダに削除依頼をする。

※削除されない場合は、メールなどを確認する。それでも削除されない場合は、法務局などに相談する。

※インターネットホットラインの活用（有害情報等のチェックや管理を行うサイト）

→誰でもインターネットで利用可能。インターネット上の違法、有害情報の通報窓口として警察への情報提供等を行う。

URL : <http://www.internethotline.jp/>

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように次の通り相談体制の整備を行う。

(ア) スクールカウンセラーの活用

(イ) いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度化その他のインターネットを通じて送信された情報の特殊性を踏まえて、インターネットを通じて行われているいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。学校においては情報モラル教育を充実させる。学級PTA、三者面談、講演会等を利用してインターネットに関する内容を学ぶ場を設け、保護者への啓発活動を計画的に行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会がいじめ対策委員会を兼ねる」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

〔構成員〕

校長、(教頭)、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、当該学級担任、養護教諭
必要に応じて(スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、その他関係者)

〔活 動〕

- ア いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- イ いじめ防止に関すること。
- ウ いじめ事案に対する対応に関すること。
- エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童生徒の理解を深めること。

② いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合はすみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる処置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより自殺を企図した場合や身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等が想定される。また、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。

なお、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

② 重大事態の報告(※生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する等)

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を村長に報告する。

- ・重大事態が発生した旨を、東村教育委員会に速やかに報告する。
- ・東村教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) いじめが起こった際の対応手順

①報告・連絡の流れ（※担任は、保護者・家庭への連絡も行う）

発見者・きづき者等（情報） → 担任 → 生徒指導主任 → （教頭） → 校長

②対応の手順

